様式第３号（第５条関係）

　　　　令和　　年　　月　　日

　（宛先）高槻市教育委員会教育長

　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　年　　月　　日生

要　　件　　申　　立　　書

　当団体は高槻市教育委員会の後援等の名義使用に係る事務処理要綱第５条に基づき、後援名義・共催名義（※いずれかに〇）の使用を申し込むに当たり、下記の内容について申し立てます。

記

※各項目を確認し、「**はい」「いいえ」**のどちらかを○で囲んでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　　立　　事　　項 | | |
| １ | 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 | はい・いいえ |
| ２ | 上記１のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市教育委員会が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出することに同意します。 | はい・いいえ |
| ３ | 調査等の結果、上記１のいずれかに該当することが判明した場合は、**要綱第８条**に基づき、承認を取り消されることを確認しました。 | はい・いいえ |
| ４ | 高槻市教育委員会に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。 | はい・いいえ |

裏　面

○高槻市暴力団排除条例（抜粋）

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(3)暴力団密接関係者　大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。

○大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

　（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

　　ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

　　イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

　　ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

　　エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者